

高知大学国際交流基金寄附受入細則

平成 19 年 2 月 28 日
規 則 第 88 号

最終改正 令和 7 年 1 月 20 日規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、高知大学国際交流基金規則第 9 条の規定に基づき、国際交流基金の寄附金の受入れについて定めるものとする。

(寄附金の取扱い)

第 2 条 寄附金の受入れ及び経理に関する事務の取扱いについては、高知大学寄附金受入及び経理事務取扱規則（以下「寄附金規則」という。）及び他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この細則の定めるところによる。

(寄附金の受入れ)

第 3 条 高知大学国際交流基金の目的に賛同する個人及び法人からの寄附金は、随時寄附金として受け入れるものとし、寄附金規則第 3 条に規定する寄附申込書及び第 6 条に規定する決定通知は要しないものとする。

(雑則)

第 4 条 この細則に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 2 月 28 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 7 日規則第 62 号）

この規則は、平成 26 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 20 日規則第 53 号）

この細則は、令和 7 年 1 月 20 日から施行する。